



# 行政委託型公益法人 改革について

行革断行評議会

平成十四年三月二十七日

# もうひとつの税金

## 公益法人による強制徴収が生む高コスト体質

- 検査・検定や資格試験などの行政委託型ビジネスを行っている約二百五十の公益法人の料金収入は分かっているだけでも年間九百億円近くに達している。
- このおよそ九百億円の料金収入は、公益法人が指定法人として検査や資格ビジネスを独占し、メーカーなど事業者から高い料金を強制的に徴収して得られたものである。
- メーカーが負担する検査料金や資格試験費用は販売する商品やサービスの価格に転嫁され、最終的には消費者が負担することになる。
- 検査・資格ビジネスはあらゆる業界にくまなく広がっているため、光熱費、運賃、住居費など社会インフラそのものが高コスト体質になっている。公益法人の独占によって生じるこうした割高な料金は、誰もが選択の余地なくされる、もうひとつの税金にほかならない。

# 特殊法人－公益法人の天下りの連鎖

- 昨年末に特殊法人等の整理合理化計画が策定された。天下りを含めた官僚機構の弊害は、特殊法人等の廃止・民営化のみでは解決しない。規制を網の目のように張りめぐらせ自由な市場活動を阻害しているのが公益法人であり、その数は二万六千、天下りの規模も比較にならぬぐらいに大きい。
- 公益法人ビジネスと天下り問題はセットで考えなくてはならないのだ。一例をあげると、船舶の安全性検査を独占している国土交通省所管の財団法人日本海事協会の天下り役員の年収は三千二百万円にもなる。検査ビジネスを行う七十四法人のうち天下り役員がいない法人はわずか十三法人に過ぎない。実態が隠蔽されているかぎり国民はなにが問題なのか認識する機会さえ奪われているのである。

# 経済規制である検査・資格制度は全廃すべきもの

- 義務的な検査や資格は、実質的な経済規制であり、そもそもあってはならないものである。
- 安全性など品質の維持のために本当に必要な検査や資格は、事業者が自己責任で背負えばよいはずで、行政から強制されるのは本来あるべき姿とはいえない。
- 必要最低限のもの以外は、検査・資格の制度そのものを廃止すべきである。
- ただし制度の廃止に向かう過渡期には、制度自体は残ってもまず行政の関与をなくすという形の経過措置が次善策としてありうると考える。

(なお、船舶、原子力、計量に関連する制度などについては、別途検討の余地がある)

# 過渡期の経過措置として、まず行政の関与をなくす

- 検査・資格制度自体は残ったままで行政の関与をなくす、という次善策は、省庁にお伺いをたてなくても誰でも同じ条件で検査・資格ビジネスへ自由参加ができる環境の整備である。
- 行政の裁量の余地がなければ天下りも困難になる。天下りという実質的なうまみがなければ、不要な検査・資格制度を維持したいという省庁側のインセンティブも低減するので、制度自体の廃止のうごきに結びつけることを期待できる。
- 本当の意味で行政の関与をなくす措置がとれるかどうか、が改革過渡期の課題である。表面上は関与をなくしたかにみえる改革妥協策に騙されないことが大切である。

# 株式会社への天下りの拡散を招く 指定・株式会社制度

- 見抜くのが難しくうっかり騙されやすい改革妥協策はいくつも考えられる。そのひとつが、公益法人要件（公益法人のみを検査機関として指定すること）の撤廃、である。
- 九月時点での各省庁の改革案は、公益法人要件の撤廃が多数を占めていた。株式会社にも検査・資格業務を行わせるので、一見すると規制緩和にみえるが、公益法人も指定し、株式会社も指定し、どちらも指定するだけのことで役所の検査・資格の権限は温存されたままである。
- 指定制度の対象を株式会社に広げることは、公益法人のみでなく株式会社へと天下りを拡散させることを可能にしてしまう、重大な問題をはらんでいる。

# 指定制度そのものの廃止が必要

- 検査・資格ビジネスを行う法人を、行政が指定する必要性は皆無である。
- 根本的な解決は検査・資格試験機関を指定する行為をやめさせることである。それぞれの検査・資格試験にはどんな技術や設備が必要か、客観的基準を明確にすればよいのであり、その基準をクリアし登録すれば自由参加になる。そうして行政の裁量の余地を無くすことが、真の課題である。
- もともとメーカーや生産者は、安全性や品質の管理については事業者責任があるのだ。単なる事業者の自己確認では消費者に不安が残る場合には第三者のチェックが必要とされるが、肉骨粉の例にみるように行政だから安全とはいえない。農水省は責任をとっていない。結局、彼らは利害関係者であり第三者ではないのだ。ならば行政の代行ではなく民間が第三者として検査・資格ビジネスを展開すればよいのだし、不正があれば民間だからこそ市場から退場させられるだろう。どの法人がビジネスに参入する資格があるのかは、行政ではなく顧客が決めることなのである。

# 参加条件の操作は許さない

- 指定制度をなくして登録制で自由参加にすることは前進である。しかし、参加条件つまり登録に必要なとされる基準が公正で明確でなくてはもとも子もなくなる。行政が恣意的に基準を操作することで、見えない参入障壁をつくられてしまうおそれがある。指定制度における指定基準には、そうした問題点が多く見られた。
- 一例をあげると、ボイラーの製造時検査は労働安全衛生法にもとづき省令で旧労働省所管の社団法人日本ボイラ協会などが指定されている。民間も検査ビジネスに競争参入してもよいはずで公益法人の独占に批判が出たので、二〇〇〇年三月三十日に公益法人限定の省令をはずした。ところが同じ日に「検査の事務所は複数の都道府県に設けなければいけない」という趣旨の労働基準局長通達が出されていた。実質的な参入阻止である。
- また法令でも「検査の的確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること」(製造時等検査代行機関に関する規則 第一条の四の八)などどうにでも解釈できるような基準や、「全国を通じて一を限り」(労働安全衛生法 第五十四条の二)と法人数の制限を設けるなど、随所に参入障壁が置かれている。これらは一目見ただけでは分からない、隠れた障壁となっている。
- このような指定制度の弊害が登録制度に持ち込まれないためには、細心の注意が求められる。こんごは表向きは自由参加とうたいながら参加条件を操作して裁量権を維持しようとする省庁の策略を見抜き、公益法人に有利な参加条件を設けられないよう、ひきつづき監視が必要である。

# ニセモノ登録制度は認めてはならない

- 登録制度であればすべてよいとはいえない。
- 登録制度では、検査・資格ビジネスの責任は事業者サイドが担い、行政は事業者への責任を追及する立場であるべきである。ところが、あくまで行政の責任を残したままでの登録制度では、外向きには登録制度でありながら実態としては指定制度とかわらない可能性がじゅうぶんに想定できる。
- 登録制度という形式が重要なのではない。実態として、行政の関与がないことが確保できなくては改革とはいえない。

# 独禁法・税制による浄化も

- 自由参加が制度的に認められても、実際には新規参入がおこらずに、省庁と関係のある法人が検査・資格ビジネスを実質的に独占する事態は容易に想定される。すでに公益法人要件を撤廃して民間参入を認めている制度のほとんどは、前述のボイラーの制度も含め、新規参入がなく競争もない。そうしたケースは公正な競争を確保するために、独占禁止法の観点からもみていく必要がある。
- 公益法人は非収益事業については非課税である。検査・資格ビジネスは収益をあげていても、現行の税制では「検査・資格ビジネス」が収益事業(課税対象業種)として限定列挙されている三十三業種(法人税法施行令第五条)に含まれていないため、非課税とされてしまっているケースが多い。これでは30%の法人税負担のある民間企業は公正な競争ができない。公益法人の税逃れを摘発することは、競争政策の観点から極めて重要といえる。税務当局による厳しいチェックが求められる。
- また公益法人であれば収益事業を行っても22%の軽減税率でよいという優遇税制自体も同様に問題である。軽減税率の撤廃も検討すべきだろう。

# 情報公開範囲のさらなる拡大を

- 実態を明らかにすることは、独占・寡占、税逃れ、といった不正への抑止効果がある。昨年秋からオンライン情報公開がスタートしたが、このシステムをさらに拡充させていくことが大切である。
- 公益法人については天下り役員の有無、役員の報酬額、検査料金とその積算根拠、売上規模など、財務実態、業務実態をより正確に把握できるようなデータの公開を求めていく必要があるだろう。
- また、各検査ビジネス毎に、新規参入者数、それぞれの料金水準など競争の実態についても公表し、談合や独占・寡占が起こっていないか、公正な競争が確保されているか、しっかりとチェックしていく必要がある。

# 行政委託型公益法人の改革は、閣議決定すれば完了、ではない。

- 三月末の閣議決定は、国所管の行政委託型公益法人に限定した改革作業である。
- 制度自体の廃止はほとんどなかった点、指定制度の存続、行政の関与を残したままの登録制度の存続など、今回の閣議決定までに解決できずに終わった課題は多く残っており、改革はじゅうぶんなものとはいえない。
- 今回の閣議決定が済めば行政委託型公益法人の改革が完了したとするのではなく、未解決の課題は行革推進事務局の責任において、四月以降も完全に問題を解決するまで改革の作業を継続するべきである。
- また閣議決定できた改革方針についても、現実の運用面で実行に移されなくては意味がない。画餅に帰さないよう、運用の実態を厳しく調査することも行革推進事務局の重要な責務である。

# 26,000の財団・社団法人全体の抜本改革

- 約一千ある国所管の行政委託型公益法人の改革は公益法人改革の全てではない。そもそも財団法人、社団法人という民法第三十四条法人そのものを、どうしていくべきか、優遇税制の見直しなど抜本改革に着手していくのが、四月からの作業である。
- 行革断行評議会では、ひきつづき、公益法人の抜本改革に取り組んでいく。